

# 観光研究所だより

Vol.13 No.1 Summer 2016

## Interview

# 法律家の視点からみた 観光の諸問題

畑法律事務所 弁護士／  
立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 兼任講師  
**畑 敬氏**

2011年4月に立教大学直属のセンターとして設立された立教大学観光ADRセンター。その立ち上げから中心的役割を担っている畑敬先生にお話を伺いました。インバウンドの増加に伴い新たに噴出する諸トラブルの解決機関としての役割も期待される観光ADRから、約款、ランドオペレーター、民泊といった諸問題に至るまで、法律家の視点から現在の観光業界のあるべき姿を提示していただきました。

聞き手：東 徹（観光研究所所長）



畑 敬（はた・けい）

昭和59年4月東京弁護士会登録。風間法律事務所入所。平成6年1月1日より風間・畑法律事務所に名称変更。平成25年11月1日より畑法律事務所に名称変更。現在に至る。主な取扱分野としては、観光関係法規（旅行業・ホテル旅館業等）、企業法務全般（会社法、独禁法等）などがある。立教大学大学院ビジネスデザイン研究科兼任講師の他、立教大学観光ADRセンターのセンター員も務めている。



発行：立教大学観光研究所  
〒171-8501 東京都豊島区西池袋3-34-1  
TEL.03-3985-2577 FAX.03-3985-0279  
E-mail : kanken@rikkyo.ac.jp  
<http://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/IT/>

## CONTENTS

### Interview

法律家の視点からみた観光の諸問題 ……1~4

畑法律事務所 弁護士／  
立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 兼任講師 畑 敬氏

立教大学観光ADRセンターについて ……5

シリーズ／韓国最前線 劉 亨淑（東義大学校商経大学ホテル・コンベンション経営学科 副教授） ……6

シリーズ／九州便 福島 規子（九州国際大学国際関係学部 教授） ……7

2016年度「ホスピタリティ・マネジメント講座」のご紹介 ……8

2016年度「ホスピタリティ・マネジメント講座」時間割表 ……9

2016年度「ホスピタリティ・マネジメント講座」新講義案内 ……10~11

2016年度「観光地経営専門家育成プログラム」開講のお知らせ ……12

**Q:立教大学観光ADRセンターとの関わりや設立の経緯について教えてください。**

**畑:**最初は、法務研究科の川添先生と何か新しい取り組みがないか話していた時に、法務研究科と観光学部が組んで何かできないかという話になり、観光ADRセンターを立ち上げたらどうかということになったんです。今はセンター員として名を連ねています。私は弁護士になった時から旅行会社の顧問をやってきましたので、旅行業の苦情にずっと関わっていたんですね。旅行業の苦情の中で裁判までいかない問題は、日本旅行業協会の消費者相談室が取り扱っていました。この消費者相談室は旅行会社と消費者のどちらにも偏らず、中立的にやっているのですが、旅行会社からは「なんで俺たちの団体なのに、そんな厳しくやるんだ」と文句が出、消費者からは「業者の団体だからやっぱり駄目なんだろう」というように、不当な攻撃を受けていたわけです。そうすると、立教大学が一番中立的で無色透明で、これをやるのに一番いいんじゃないかと思ったわけです。私の持論は、「いい事業者と、いい消費者は守ってあげたい」というもので、悪い事業者と悪い消費者にはそれなりの毅然とした態度を取らなければいけない、という発想です。訴訟を起こすというのは事実上少ないですし、旅行業協会に訴えるというのも、仲間だと思われて駄目です。でも立教大学の中にある紛争解決機関だったら、中立の立場から、事業者と消費者双方にとって適切な解決を導ける。そういう需要もあると思ったんです。

**Q:畑先生は旅行業界に精通した法律の専門家として著名でいらっしゃいますが、旅行業界の現状をどう見ておられますか。**

**畑:**旅行業界というのは約款がありますが、その約款が世の中の流れからちょっと遅れているのかなと。もうちょっとフレキシブルに動かなければいけない。具体的には取消料です。今は完全にマニュアル化していますよね。表ができていて、その「以下」というところを取るだけで、みんなやっているんだけど、あれではちょっと問題の解決に至らないところがあると思います。ただ、法律一般の、法的安定性と具体的な妥当性の問題がありますが、法的安定性のほうが大事だと思っています。だからそれが、法的安定性に資するということであればいいんだけど、それにしてもちょっと不適当な事例が、今のままだと結構出るのはないかと思います。

**Q:取消料と言えば、昨今はホテルでもずいぶん問題になっているようです。実際に取消料は取れていないものではないでしょうか。**



畑 敬氏 (畑法律事務所 弁護士／立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 兼任講師)

**畑:**前払いしてもらわないと、取消料は事実上取れないですね。ホテルが「ドタキャン」を防御するとしたら、取消料で防ぐか、あるいはオーバーブッキングするしかないわけです。日本は今まで、後者の風潮が強かったと思います。統計的に、これはどれぐらいでキャンセルになるというのが分かっていて、その分余分に取って、万が一オーバーブッキングになったら他に振ればいという発想が、たぶんあったと思うんですね。私は、オーバーブッキングするという方針でも、最初にクレジットカードの番号を聞いて、取消料は全額間違いなく取るという方法でもいいと思います。また宿泊約款というのは、検証して作られているかどうかちょっと分かりません。今載っているのはモデル宿泊約款ですから、旅行業約款みたいに認可が強制されていて、標準旅行業約款を使えば認可が要らない、というような仕組みではありません。だから皆さんがあの通り運用しているかどうかは分かりません。全然違う約款を作っているところだってあると思いますよ。

**Q:なるほど。それにしても、インバウンドが急成長したことによって、今まで隠れていた部分の問題になってきているような気がします。1つは今の取消料、もう1つはランドオペレーターの問題があります。この辺については、いかがお考えでしょう。**

**畑:**ランドオペレーターも、ある程度の登録制度が必要だと思います。今の法律下でも、ランドオペレーターは登録が必要だという見解を出しているんですが、ただ、それが絶対に正しいのではなく、そういう解釈もあるから、何かしらの対策は打ってほしいと。旅行会社が消費者を保護するから、ランドオペレーターまでは要らないというのが、あの通達の趣旨です。



**Q:**なるほど。そうするとB to Bの部分を媒介しているところまでは要らないとされていても、結果としては、やっぱりそれだけでは不十分なので規制すべきだという考え方ですね。特に中国系のランドオペレーターについて先生はご指摘になられていますけれども、相当不透明と見ていいのでしょうか。

**畑:**時々出る個別の事例が氷山の一角なのか、あれだけなのかというのは分かりません。実態をもう少し調査しないと無理ですね。ある程度実態が明らかになってきた場合、日本でビジネスをやるからには規制をかけるべきかどうかはもう政策論なので、どちらでもいいとは思いますが。ただ、観光立国推進基本計画では、質の問題を言っています。それだったらやはり、日本に来るからには、みんな質の高い観光にするというのが大事だと思います。

**Q:**確かにそうですね。本当に今のインバウンドは数が伸びて消費額が増えているから良いという風潮がありますが、質や満足度にもっと焦点を当てていくべきだということですね。その1つがランドオペレーターであり、もう1つは、民泊の問題でしょうか。民泊に関して言えば、家主だけでなく、仲介サイトや管理業者の責任など、どこまで規制すべきかという非常に難しい問題がありますが、その辺はどこまでやるべきでしょうか。

**畑:**まずは今の宿泊施設が足りているのかどうかです。本当に足りていなければ、新しいものが必要です。そうしたら、そこはあまり規制、規制で抑制するよりは、ある程度緩やかにやっていいと思うんだけど、今の宿泊施設が足りないと言われる状況が本当にあるのかというのを、最初にある程度検証しないといけない。むやみに広げたら、悪質な宿泊施設ばかりが埋まって、優良な宿泊施設は稼働率が悪いということになるでしょう。それは絶対にまずいと思います。

**Q:**実態としてインバウンドの2000万人のうち、ほぼ4分の1が中国ですが、どういう経路でどういうサイトを使って宿泊の予約をしているかが不透明です。また爆買いしている人は日本に本当に満足しているのかという検証も、なされなければいけないかと思いますが。

**畑:**買い物というのは、本当にごく一部ですね。買物をするために来るというのは、取っ掛かりとしてはいいかもしれないけれども、長続きしないんじゃないかと思います。そのほかの日本の文化、さらにはどうそれを体験できるようにするかが一番大事です。風光明媚な場所とか、日本の四季を感じるとか、農業体験などにシフトしないと、長続きはしないかなという感じなんですよ。

さっき約款の問題を言ったんですけども、旅行業だと個別認可はあるにしても、標準旅行業約款は1つしかないですよね。僕は複数あっていいと、昔から思っています。消費者の一番利益になるものが1個だけというのは、ちょっと頑な過ぎる考えだなと思うんですよ。いくつかの約款があって、保護は完璧だけど値段は高いとか、ここここは押さえるけど、他は全然なくて、でも値段は安いとか、そういうようなのもあっていいと思います。

**Q:**LCCが出てきたこともあって、旅行者のほうも自己責任や自己負担という考え方がだいぶ浸透してきているので、旅行業も、このツアーは高いけど安心だとか、ここは安いから、例えばオーバーブッキングをしてもあまり補償はしてくれないとか、そういう差があってもいいかもしれないですね。

**畑:**消費者契約法も、消費者は契約の内容を理解するように努力しなきゃいけないって書いてあるんですよ。だからお互いが、さっき言った、いい事業者といい消費者というのを残すようにしていくのが一番いいんだと思います。

**Q:**確かに商取引を健全に行うという意味ではそれが望ましいですね。観光ADRでも、ある規則にしたがって白黒をはっきりさせるというよりも、どの程度、申出人本人が損害を被ったと思っているか、あるいはどれだけ旅行会社のほうが賠償なり補償なりをしようと思っているか、というお互いの主張や意向をもとに最後は交渉で問題を解決していきますよね。



東 徹(観光研究所所長)

**畑:**そうですね。ADRは水平的仲裁というのをやっています。理論だけでやると、双方に不満が残ります。お互いに言い分というのは聞いて、理解してからじゃないといけないんですね。ある程度の手続きを踏み、意見は全部きちんと聞いて、理解してあげることで最後は納得して解決に至ることが結構ありますよ。そういう解決も立派な解決だと思います。あとは、ADRは事例を蓄積したら、それをまとめて、ADRとしての知見の蓄積を発表するのは結構大事です。こういう紛争類型が多くて、これはこういうところを考えればもっと改善できるし、紛争になったときにはこういうことが大事だ、みたいな。

**Q:** 確かに事例を積み上げていくと、トラブルが起こりやすい部分などの偏りが見えてくるかもしれませんね。今のところは旅行業が圧倒的に多くて、宿泊業の例はほとんどありません。やはり宿泊のトラブルというのは、なかなか解決しにくいものなのでしょうか。

**畑:** もうちょっと知名度が上がって、みんながやるようになったら、どんどんくると思います。宿泊施設の担当者だって、そういう機関に任せただけのほうがうまく解決できますから。知名度と事例、利用実績を積み重ねるしかないですね。

**Q:** ADRのような機関をうまく使ってトラブルを解決していくと同時に、その教訓を生かしてトラブルを未然に防止していく方法を考えることも大事かと思えます。旅行業でトラブルが発生しやすい部分は、もちろん不測の事態もあるでしょうが、エアラインにしてもバスにしても、旅行会社の管理が十分に及ばないところがあるのかもしれないですね。

**畑:** その問題は、やはり企画責任の問題になってくるんですね。企画した段階で危なさそうなのと、企画した段階で絶対大丈夫そうなのというのは、ある程度分かるんですよ。ただ、うんと面白いのにすると、リスクのあるのを選ぶざるを得ない場面だってありますよね。その辺りの企画の考え方というのも、お客さんが前もってリスクを開示してもらってれば、そんなに問題にならないと思うんですよ。だから、パンフレットのネガティブ表示をどこまで書くかです。あれは書き過ぎると、旅行してものがすごくつまらなくなりますから、バランスが必要だと思うんですけども、昔よりは、今ははるかにみんな書いています。逆に、書けば許されるからどんどん書くという人もいるんですよ。だから、ネガティブ表示に関してはその辺のバランスが大事ですね。

**Q:** 確かにそうですね。消費者のほうも、旅行は非常に不確実な商品なんだということを理解した上で参加するということですよ。不確実なものであるということはどうやって伝えるかというのは、サービス業全体の問題だと思います。あとは自己リスク、自己責任という考え方が消費者にどこまで浸透するかということですよ。日本人の感覚として、商品を選ぶときにある程度リスクを覚悟の上で安いものを選ぶとか、あるいは自己責任で、本当に個人でしっかり選んで購入するというふうに行くのでしょうか。まだ制度的な保護を当てにする人が多いような気もしますが。

**畑:** そこは人それぞれの哲学になるのではないですかね。日本の社会というのは成熟社会ですよ。そうすると、自分で新しいものを考えて何かするというのはどんどんなくなってくるから、全部お任せというほうに近くなる気はします。ただ、今はみんなインターネットの情報にある程度頼るわけですが、正しい情報と間違っただ情報の選別をどうしていくかというところですかね。一方、店頭販売というのも、私は絶対なくならないと思うんですよ。旅行ってやっぱり一番楽しいのは行く前ですよ。それが楽しめる場が、店頭販売ですから。仮に何かあったとして、帰ってきて文句を言うのもまた楽しいですし(笑)。

**Q:** 特に高齢化が進んでいくと、やはり店頭販売はまだ必要で、先生がおっしゃるように、大変便利で、ある意味楽しめる場なのかもしれないですね。最後に、先生は観光学部でも教壇に立っておられますので、観光学部の学生たちに期待することは何かありますか。

**畑:** 既成概念とか、私の言うこととかに捉われないで、自分独自の考えを持ってくださいと、講義でも言っています。世の中には1つの考えとか、絶対に正しい考えってないですよ。試験はどの解答でも正解になるような問題しか作りませんが、その代わりに、とにかく自分で考えてもらうことを最優先としています。世の中、そんなに偉い人なんかいないし、これからの日本はあなたたちが背負っていくんだから、こんな年寄りの言うことなんか聞いてちゃ駄目で、自分で考えてこういう社会にするんだよ、とかなり強く言っています。ここ5年ぐらい、一時よりは自分の考えをはっきり言う人が増えてきているような気がします。今の子はみんな大人しいとか言ってるけど、それは大人しく見せているだけなんじゃないですかね。自己主張する、しないを決めるのも自分で決めてもらいたいですね。自己主張しない方針で生きるんだというなら、それでも全然構いません。ただ、人に言われて何かやるというのでは、意味がないんじゃないかなと思っています。自分で考えて自分で決めたことだったら、あとで失敗しても後悔が少ないと思います。

**Q:** 本日は、ありがとうございました。

(取材日:2016年5月17日)

# 立教大学観光ADRセンターについて

立教大学観光ADRセンター長・法務研究科(法科大学院)教授

安達 栄司



立教大学観光ADRセンター(以下、観光ADRセンター)を紹介いたします。観光ADRセンターは、観光契約に関する紛争を、契約当事者からの申立を受けてADRという方式によって解決する立教大学に直属する研究機関です。池袋キャンパスのミッチェル館の中に事務局と調停室を置いて、法務研究科・法曹実務研究所と観光学部・観光研究所のメンバーが共同して運営にあたっています。ADRは、法律学の用語でAlternative Dispute Resolutionsの略で、裁判外紛争解決などと訳されています。ADRは、国が設置する裁判所の民事訴訟に対して、訴訟(裁判)によらない、別の方法で紛争を解決に導くための制度または機関のことを意味し、わが国の司法制度にとって不可欠の存在になっています。観光ADRセンターは、我が国において初めて、旅行契約および宿泊契約にまつわる紛争(トラブル)の調整と解決のためのADRを実践する紛争解決機関として、2012年2月に法務大臣によって認証され、活動を開始しました。学校法人立教大学院が運営をしていること、そして観光(旅行と宿泊の契約)にまつわる紛争に特化して、実際の紛争案件を解決に導いていることで、世界でもまれに見るユニークなADR機関です。

立教大学内に観光ADRセンターが設立された経緯は、もちろん、わが国の観光学教育の草分け的存在で、観光業界に多数の卒業生を送り出している観光学部の存在を抜きにして語ることはできません。もうひとつは、2004年4月、法律実務家(弁護士、裁判官、検察官)を養成するための専門職大学院である法科大学院が立教大学においても発足したことがその契機となりました。医師を養成する大学医学部において付属病院が設置されている様に、多くの法科大学院には有資格の弁護士教員が実施する生の法律相談に陪席して、紛争解決の技法を学ぶリーガルクリニックという名称の授業が開講されています。リーガルクリニックのために、立教法科大学院は、法曹実務研究所を設置して無料法律相談事業を開始しましたが、当初から、法科大学院の在学生に対する教育のみならず、修了生弁護士に対する継続教育の場を提供したいという目論見がありました。その際に、立教大学にしかできない、特色ある法実務教育をしようと考えた結果、「観光の立教大学」という伝統に行き当たりました。

紛争解決の場としてADRが成功するための秘訣は、より手軽に利用できること、信頼が置けること、しかも安価であること、にかかっています。観光ADRセンターは、そのすべてに合った理想的な紛争解決を提供するべく設計されていま

す。まず、手軽な利用という点では、紛争の渦中にある相談者の悩み事を受け付けると、まず事件管理者と称する弁護士が直接に聞き取りをします。法律の専門家が窓口になって紛争や苦情の実情を聞き取ることによって、紛争の相手方との話し合いの場となる調停申立てへとスムーズに運ぶことができます。信頼性という点で、観光ADRセンターは、秘密を保持し、かつ中立性が確保された法律家(弁護士、法学教授)に加えて、観光分野の専門家を必ず調停委員のメンバーに加えています。観光専門調停委員には、立教大学の観光学部および観光研究所の先生方に就任をいただいています。最後に安価であることは、観光ADRセンターにおける紛争解決の方法は、両当事者の話し合いによる解決を促進させることに重点がある調停によるもので、ハード・ネゴシエーターとしての代理人弁護士を介在させる必要がないことから窺い知ることができます(相談は無料であり、また調停まで進む場合でも申立人が負担するのは5000円です)。

観光ADRセンターは、発足から6年目を迎えて、次第にその存在意義を増していると自負しています。相談案件は、近時急速に増加し、累積で100件を超えました。調停申立は17件、うち相手方不応諾を除き調停手続を実施し和解に至ったケースが7件、2件は現在進行中です。政府が主導する観光政策やインバウンドというかけ声のなか、観光に関する法律問題の整理は喫緊の課題です。そのために貢献することができる当センターの存在意義と実績をわが国の観光業界にもっとアピールして、旅行者と観光業者の双方に役立つセンターになるべく努めたいと考えています。観光ADRセンターの事業として、紛争解決のための調停の業務に加えて、観光ADR研究会として、相談・調停事案のケーススタディ、調停技法の研究、さらにわが国の観光業の最先端を知るセミナーが定期的開催されています。観光(業)の政策と法の実務に関心がある多くの方の参加が歓迎されます。詳細については、観光ADRセンターのホームページをご参照下さい。

問い合わせ先:立教大学観光ADRセンター

〒171-8501 東京都豊島区西池袋3-34-1  
ミッチェル館3F

Tel:03-3985-4650

E-mail:kanko-adr@rikkyo.ac.jp

HP:http://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/ADRCT/



# 韓国最前線

東義大学校商経大学ホテル・コンベンション経営学科副教授

劉亨淑 (ユウ ヒョンスク)

## 2016 韓日海女フォーラム 2016 한·일해녀포럼

2016年5月26日(木)に行われた「韓日海女フォーラム」は第7回世界水産会議の連携行事であり、釜山で初めて開催される海女関連の韓日フォーラムであった。世界水産会議は水産分野で研究業績を共有し、水産資源の保存方法を議論する水産分野で最高の権威がある学術大会である。1992年にギリシャで初めて開催されて以来、4年ごとに行われている。前回(第6回)の会議は日本の横浜で開催された。

私は個人的には、2008年度政府(国土海洋部)の研究課題を遂行しながら「海女」との出会いが始まり、今年2016年の3月、いよいよ大学の中で、「韓日海女研究所」を設置した。韓日における海女関連の研究や調査を本格的に行うためであった。この度の「韓日海女フォーラム」は、わが研究所が誠意をこめた初めての外部行事であった。

私が居住している釜山は、19世紀末、済州海女が朝鮮半島へ出稼海女漁に出てきた際に、半島へ移動する始発点であり、釜山を通し朝鮮半島の全ての海岸地域へ大勢の海女たちが出稼海女漁に出、少数の海女はこの地域で定着もした。韓国の海女文化を論じる際に、釜山は省いてはならない重要な地域であると考えられる。現在、釜山には900人ほどの海女がおり、全国的には約1万名の海女が荒々しい海で働いている。

海女漁は韓日両国で近代水産業の一翼を担ってきた漁業形態で、女性たちが何の装置もなしに素潜りで潜水して直接海産物を採取する漁村の伝統漁業文化だったが、海女たちの高齢化と収益率の低下によりその命脈を受け継いでいくことが難しい現実に直面している。韓国と日本にのみ存在する女性専門漁業人である海女が釜山にも存在しているとの情報を発信していきたいというのも今回の「韓日海女フォーラム」開催の意義でもあった。韓国で済州島以外の地域では海女に関する関心が高くないというのが現状である。

海女達は海女漁以外にも海女の歌や共同体団体生活などの文化遺産を伝統として受け継いでいる。韓国の海洋水産部は、消えゆく漁業遺産の管理及び活用のために、「国の重

要漁業遺産指定」政策を推進しており、昨年、済州の海女漁は、国の重要漁業遺産に指定された。さらに「海女漁」は漁村固有の共同体文化であり、全世界的にも希少価値がある無形漁業遺産であるとし、国の重要漁業遺産第1号にも指定された。

この度の韓日海女フォーラムは、まず、日本三重県の「海女文化国際発信事業実行委員会」が提供してくれた25点の写真展示により、日本海女の文化に対する理解を増進しようとした。展示された写真は、写真家の古谷千佳子氏が志摩半島で撮った日本の海女関連の写真であった。今回、日本の海女の写真を提供してくれた、「海女文化国際発信事業実行委員会」の石原義剛会長と古谷千佳子氏へ感謝の言葉を述べたい。また、韓日の海女研究者たちに、海女文化の価値について発表してもらい、ユネスコの人類無形文化財としての海女文化を述べてもらった。

最後に、韓日の海女を2人ずつ招いて対談会を行った。釜山の上海女(ベテラン海女という意味)2人には、海女歴や地域の海女会について話してもらったし、日本からは長崎県壱岐市の海女2人に海女漁について述べてもらった。とくに壱岐市の海女歴4年目の新人海女をどのように村で活かしているのか、持続可能な海女漁としての環境にやさしい方法として行っている海女漁法などを傾聴し共有する場を設けた。

最近、韓日両国間で、海女文化をユネスコの人類無形文化遺産に登録するための動きが進行しつつあるなか、今回のフォーラムが韓日間の海女文化の未来を共に考える場になっていくことを期待している。



韓国側発表者



日本側発表者



展示中の日本海女写真



韓日海女の自由討論

### 劉亨淑 (ユウ・ヒョンスク)

韓国・東亜大学校自然科学学部物理学科卒業。立教大学大学院観光学研究科博士課程後期課程修了 観光学博士。2002年4月～2003年3月立教大学観光学部助手。2003年4月～2004年3月立教大学観光学研究所学術研究員。2004年3月～2006年2月韓国・東明情報大学校ホテル経営学科専任講師を経て2006年3月より東義大学校商経大学ホテル・コンベンション経営学科専任講師、2007年3月より助教授、2011年3月より副教授。

シリーズ/No.18

# 九州便

九州国際大学国際関係学部教授

福島 規子

## 北九州市が国家戦略特区に。

北九州市が、第3次国家戦略特別区域に指定されたことを受け、市はまちのにぎわいづくりについて考える有識者作業部会を発足させた。メンバーは、まちづくりグループの代表や旅行会社など9名。筆者もメンバーの一員として作業部会に参加した。ワーキンググループの話題はふたつ。ひとつは「エリアマネジメントの民間開放」、もうひとつは、住宅や歴史的建造物に宿泊するいわゆる民泊に関するものだった。北九州市が国家戦略特区の指定に際し、提示した取り組みは「介護ロボット等を活用した先進的介護の実証実験」「シニア・ハローワークの設置」「エリアマネジメントの民間開放」「特定非営利活動法人の設立促進」の4つだが、特区に指定されれば、すでに他の特区が提示している規制改革メニューを自由に使うことができる。いわば「後出しジャンケン」だ。特区申請の際には「ああいうのがやりたいなあ」「あの規制緩らって使い勝手が良さそう」などと予め欲しいメニューをリサーチしておいて、それらとかぶらない斬新な規制改革プランを提示し特区の指定を狙う。そして、特区に指定されれば、こっちのモノ。「日本を世界一ビジネスのしやすい国にする」というスローガンのもと積極的に規制緩和を行い、一億総活躍社会を実現するための一翼を担っていくのである。平成28年5月現在、規制改革メニューは45事項に達している。かなりの数である。そこで、北九州市では、「旅館業法」の規制を緩和する「滞在施設の旅館業法の適用除外」と「旅館業法の特例対象施設における重要事項説明義務がないことの明確化」、そして「古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外」を使って、民泊を実現させたい考えた。

さて、本コラムの話題はまちづくり。国家戦略特区となった北九州市は、早速、道路の占用基準の緩和を適用し、地元百貨店「小倉井筒屋」前の道路におしゃれなマスキングテープを貼りめぐらせて「mtマルシェ」を期間限定（4月27日～5月10日）で開催した。イベント主催者によれば、飲食店や雑貨店などの売上は約2450万円に上ったという。主催したのは市中心部のロケーションを生かす方策などを考える「公共空間リソース活用勉強会」という市民団体だ。道路法では公道でのイベント開催が制限されるが、市ではにぎわいにつながる事業であれば、道路の占用許可を取りやすくし、今回の小倉井筒屋周辺以外にも八幡駅前や門司港レトロなど5か所を対象地域として選定している。

本学キャンパスの最寄駅でもある八幡前から伸びた200mのケヤキの歩道では、毎月第3木曜日（午前11時～午後5時）にテーブル10台と椅子40脚が並べられ、通りの喫茶店やカレー店などから料理や飲み物を注文して寛げるオープンカ

フェとなっている。プロジェクトの企画者は、地元企業や自治会で作るグループ「『つながる絆!八幡』実行委員会」だ。

このほかにも、地域づくりやまちづくりを掲げる団体はかなり多い。地元商店街を中心にそこかしこで大小様々な催し

物が開催されている。筆者の近所でも5月28日土曜日には「ラブリバー撥川ネットワーク」が主催する「撥川ホテル祭り」が開催された。場所は4年前にオープンした黒崎びびしんホール前の広場。屋根のある玄関前に特設ステージが設けられロック・スターが歌い、屋台がずらりと並んだ。九州の屋台といえば、唐揚げか焼き鳥。大分中津の唐揚げ屋も出店していた。そして、いちばんの目玉は、モノづくりの町北九州市が誇る産

業ロボットで世界一を誇る安川電機の、ソフトクリームをつくるロボット「やすかわくんのソフトクリーム屋さん」だ。コーンをとり、アイスクリームをクルクルと巻いてゆく技はなかなかの腕前だ。安川電機は、「産業用ロボットを中核としながら、より人に近い分野で人と共存するロボット市場を創造する」ことを目標に掲げ、サービスロボット市場の開拓に挑んでいる。人間の仕事を代行するサービスロボットが増えれば、フロントカウンターでロボットが微笑む「変なホテル」は、「変」ではなくなってしまう。「変ではない、変な時代」は、そこまで来ているのだ。



撥川ホテル祭りの屋台



九州は「とり」が定番



やすかわくんのソフトクリーム

福島 規子（ふくしま・のりこ）

立教大学観光学部観光学科卒、立教大学大学院観光学研究科博士課程後期課程修了 観光学博士。広告代理店勤務後、柴田書店「月刊ホテル旅館」の記者を経てサービスコンサルタントとして独立。全国各地の高額小規模旅館や大型観光旅館、レストラン等のサービスオペレーションの構築、運営指導にあたる。2011年4月より九州国際大学国際関係学部教授。



# 2016年度「ホスピタリティ・マネジメント講座」のご紹介

2016年度「ホスピタリティ・マネジメント講座」では、10月1日（土）～12月20日（火）の期間に週3回、全30回の講義を行います。ホテルや旅館など宿泊を中心とするホスピタリティ産業のサービスや運営、経営に関わることから、それを取りまくホテル資産投資、旅行会社や鉄道、航空業界の動向、MICE、観光地開発、急増するインバウンド等観光立国としての政策まで、幅広い内容を学ぶことができます。

海外のホテルスクールでは、ホテルのマネジメントを学ぶ者は、おもてなしやホスピタリティだけではなく、マーケティング、財務や会計、人材管理、分析力、説明能力といった知識やスキルを身につける科目が必修となっています。これからホスピタリティ産業を担っていく方々には様々な視点から業界を見る能力が求められ、現在各業界の第一線で活躍されている講師から直接お話を聞くことができる機会は大変貴重です。



2015年度 講座オリエンテーション

ホテルで数年勤務されて今後のキャリアアップをお考えの方、異業種にお勤めで新しい視点を得たい方、これからホスピタリティ産業へ進もうと考えている方など、多くの方のご参加をお待ちしております。

- ◆受講期間：2016年10月1日（土）～12月20日（火）  
火・木曜日：19:00～20:30（90分）  
土曜日：14:00～15:30（90分）  
開講日10月1日（土）は14:00～16:30
- ◆受講願書受付期間：2016年9月1日（木）～9月23日（金）  
10:00～17:00（土・日曜は除く）
- ◆受講資格：高等学校卒業以上  
（もしくはそれと同等の能力を有する者）
- ◆受講料：▶本学学生及び卒業生 30,000円（教材費を含む）  
▶一般 40,000円（教材費を含む）
- ◆特典：▶ホスピタリティ・マネジメント講座課外活動の一環として、ホテル見学会を実施予定です。  
▶立教大学図書館が利用できる図書館利用証を発行いたします。ホテルに関する図書・雑誌はもちろん、池袋・新座両キャンパス合計176万冊を超える蔵書を閲覧できます。

受講願書は観光研究所ホームページ (<http://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/IT/>) の「ホスピタリティ・マネジメント講座」内の、「詳細・日程・募集要項」欄からダウンロード可能です。また、希望者には詳しいパンフレットを当研究所にて配布しております。郵送をご希望の方は下記のE-mailアドレスにお名前、ご住所、「ホスピタリティ・マネジメント講座パンフレット希望」とご記入の上、送信してください。

その他のお問い合わせは立教大学観光研究所までお願いいたします。

本年度の講座時間割は9ページの通りです。（2016年7月現在）

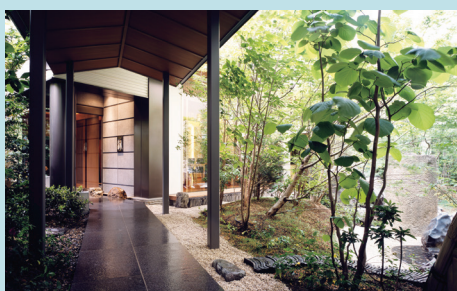
立教大学観光研究所  
Tel: 03-3985-2577 Fax: 03-3985-0279  
E-mail: kanken@rikkyo.ac.jp

## 【ホテル見学会】

例年話題性があるホテルを訪れて、ホテルスタッフに案内していただきながら館内を見学します。（10月予定）

<過去の実績>

- 2015年度 庭のホテル 東京（水道橋）
- 2014年度 アンダーズ 東京（虎ノ門）
- 2013年度 パレスホテル東京（丸の内）



2015年度 庭のホテル 東京 中庭

## 【修了証書授与式・修了パーティー】

修了証書授与式は修了資格を得た方（20回以上の出席と修了レポート提出）が参加でき、修了証書が授与されます。修了パーティーは受講生全員ご参加いただけますので、ネットワークを広げる機会にご活用ください。（2017年2月予定）



2015年度 ホスピタリティ・マネジメント講座修了証書授与式



# 2016年度「ホスピタリティ・マネジメント講座」時間割表

変更の可能性がございますので、随時HPに最新の時間割表を更新いたします。下記URLよりご確認ください。

<http://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/IT/hospi/program/>

(2016年7月現在)

			火・木曜日 19:00~20:30、土曜日 14:00~15:30* (於:7号館 7101教室)		
月	日	曜日	科目	講師	
10月	1	土	オリエンテーション	立教大学観光学部 教授、観光研究所 所長	東 徹
	1	土	二期倶楽部の経営理念とリゾートづくり	株式会社二期リゾート 代表取締役社長	北山 ひとみ
	4	火	クラシカルリゾートホテルの現状と今後	富士屋ホテル株式会社 代表取締役社長、公益社団法人日本プライダル文化振興協会 会長、一般財団法人箱根町観光協会 理事長	勝俣 伸
	6	木	観光立国の推進について	観光庁 次長	蝦名 邦晴
	8	土	総合シティホテルの役割	日本ホテル株式会社 常務取締役、東京ステーションホテル 総支配人	藤崎 斉
	13	木	インターナショナルホテルについて	マリオット・インターナショナル ディレクター セールス、マーケティング&オペレーション・ジャパン	小杉 眞弘
	15	土	新しいホテルの在り方を求めて	株式会社UHM 代表取締役、庭のホテル 東京 総支配人	木下 彩
	18	火	~Compact & Luxury~ ファーストキャビンの事業理念	株式会社ファーストキャビン 代表取締役社長	来海 忠男
	20	木	由布院の観光地づくりと旅館経営	由布院 玉の湯 代表取締役社長、一般社団法人由布院温泉観光協会 会長	桑野 和泉
	22	土	旅館マーケティングの視点	高崎経済大学地域政策学部准教授、立教大学観光学部 兼任講師	井門 隆夫
	25	火	ホテル業における地域活性について	株式会社ジェイアール東日本商事 常務取締役 営業本部長	大見山 俊雄
11月	5	土	都市開発とホテル事業投資の実態	森トラスト株式会社 ホテルアセット事業本部 常務取締役	小松 稔男
	8	火	OTAの現状と今後について	株式会社リクルートライフスタイル 執行役員 旅行領域担当	宮本 賢一郎
	10	木	ショッピングツーリズムとは	一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会 専務理事 事務局長、株式会社USPジャパン代表取締役社長	新津 研一
	12	土	MICEの本質と実態	日本コンベンションサービス株式会社 代表取締役社長、一般社団法人日本コンベンション協会 代表理事	近浪 弘武
	15	火	プライダル産業の現状	リクルート プライダル総研 所長	鈴木 直樹
	17	木	ホテルの人材育成と人的資源管理	株式会社帝国ホテル 執行役員 人事部長	古谷 厚史
	22	火	ホテルにおけるIT経営	株式会社タップ 代表取締役会長	林 悦男
	24	木	ホスピタリティ空間	桜美林大学ビジネスマネジメント学群 教授、立教大学観光学部 兼任講師	山口 有次
12月	26	土	ポスト2020年 地方創生と訪日インバウンド 4000万人時代の旅行会社の役割	株式会社JTB国内旅行企画 東日本事業部 常務取締役 事業部長	平野 利晃
	29	火	ホテルのレベニュー・マネジメント	株式会社サイグナス 代表取締役	丸山 英実
	1	木	ホテルインテリアデザイン	Mark Ito Design, Inc., MID Shanghai, MID Hawaii, MID Japan株式会社 代表	マーク 伊東
	3	土	ホテル資産投資の概要	ジョーンズラングラーサル株式会社 ホテルズ&ホスピタリティ グループ マネージングディレクター	沢柳 知彦
	6	火	観光とエアライン・ビジネス	株式会社ANA総合研究所 主席研究員	西村 剛
	8	木	経験価値マーケティング	株式会社HMRI デジタル・ストラテジスト 兼 BRAND KARMA 日本地区責任者	吉崎 夏来
	10	土	ホテルの社会的責任	帝京大学短期大学現代ビジネス学科 教授、NPO・シニアマイスターネットワーク 副理事長	満野 順一郎
	13	火	ホテル旅館の法規	畑法律事務所 弁護士、立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 兼任講師	畑 敬
	15	木	ホテル業とキャピタルマーケット	ホスピタリティキャピタルマネジメント株式会社 代表取締役、立教大学観光学部 客員教授	平 浩一郎
17	土	ホスピタリティ産業の環境経営とISO	川村学園女子大学生活創造学部観光文化学科 教授、立教大学観光学部 兼任講師	丹治 朋子	
20	火	ホスピタリティ産業の課題と展望	立教大学 名誉教授	岡本 伸之	

\*開講日10月1日(土)は14:00~16:30

◆休講日:10月11日(火)、10月27日(木)、10月29日(土)、11月1日(火)、11月3日(木)、11月19日(土)

◆修了証書授与式・修了パーティー:2017年2月中旬予定

# 2016年度「ホスピタリティ・マネジメント講座」新講義案内

## 10月1日(土)／二期倶楽部の経営理念とリゾートづくり



株式会社二期リゾート  
代表取締役社長

**北山 ひとみ** (きたやま・ひとみ)

東京生まれ。1980年、株式会社栄光の創立に携わり、経営企画室取締役・第二事業本部長を経て1986年、「二期倶楽部」をオープン。その他、長期滞在型レジデンス「アート・ピオトープ那須」、東京・千鳥ヶ淵のライブラリーカフェ「ギャラリー冊」の運営のほか、ゲストハウス「千本松・沼津倶楽部」などのホテル運営受託事業を手掛ける。現在、特定非営利活動法人アート・ピオトープ理事長、特定非営利活動法人デザインニッポンの会理事。

「心映えの美しい人が、美しい商品を美しい形でお届けする」二期倶楽部では、1986年の創業以来、このモットーの下に、ホテル事業を通じて人としての豊かさを問い、ホスピタリティの本質を追求し続けてきました。以来30年の歳月を掛け、栃木県那須高原山麓・横沢の豊かな自然と共に、文化資源を経営の中心に据え、手縫い仕事のように少しずつ理想のリゾートづくりを進めてきました。時代はまさに成長期から成熟期に入っていますが、産業界の一部はまだ旧態依然として成長を求めています。そうした時代の潮流に対し、人間の本质を見つめる契機を提供する場となる、文化を中心としたリゾートホテル創出のプロセスと、自らのライフワークであるアートコローニについてお話できればと思います。

## 11月8日(火)／OTAの現状と今後について



株式会社リクルートライフスタイル  
執行役員 旅行領域担当

**宮本 賢一郎** (みやもと・けんいちろう)

1967年11月生まれ。立教大学経済学部卒。株式会社リクルート入社。カーセンサー事業部配属。2003年から自動車ディビジョン営業部長、メディアプロデュース部長を歴任。2009年より旅行カンパニー営業部長を経て、2012年に執行役員 旅行領域担当就任。8年に渡り、じゃらんnetが急成長を遂げるプロセスで意思決定に関わってきた。

OTA(オンライントラベルエージェント)は宿泊マーケットにおいて近年急激な伸びを遂げてきました。背景には、カスタマーがリアルエージェント(実店舗を持っている旅行代理店)で予約するという習慣から、インターネットを使って予約をするという新しい習慣へと移行した大きなテクノロジーの動きがあります。

現在では、インターネットで予約することは当たり前化しており、スマートフォンに代表されるような新しいテクノロジーの出現、海外OTAのマーケット参入により、OTAを巡る環境も大きく変化しています。

今回の講座では『じゃらんnet』を例に、こうした変化を整理した上で今後OTAが観光業界で果たすべき役割について所見を述べさせていただきます。

## 11月10日(木)／ショッピングツーリズムとは



一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会(JSTO)専務理事/事務局長  
株式会社USPジャパン代表取締役社長

**新津 研一** (にいづ・けんいち)

マーケティング・コンサルタント/伊勢丹(現三越伊勢丹)で19年間勤務。スタッフとして、営業戦略を幅広く担当。退職後、コンサルティング会社USPジャパンを創業。ショッピングツーリズムの提起、免税制度改正提言などを行い、2013年JSTOを設立。日本観光振興協会観光立国推進協議会委員、東京ブランド推進会議委員、日本百貨店協会外国人観光客誘致委員会アドバイザー、著書「外国人観光客が「笑顔で来店する」しくみ」

訪日外客の観光消費のうちトップシェアを占めるに至った買物消費。諸外国が長年にわたる戦略的取り組みにより大きな成果を挙げる中、日本においてもここ数年、免税制度改正をはじめ、政策的な取り組みが進められ、民間企業の参入も増加しました。ニュース報道では一時的なブームとして取り上げられるショッピングツーリズムについて、データや全国各地の成功事例を交え、戦略立案に向けたフレームワークや、攻略のポイントについて考えます。本講座を通じて大企業・大都市中心に捉えがちなショッピングツーリズムの本質を把握することで、地方創生やDMO運営に必要な新しいアプローチ方法を発見できます。



## 11月15日(火)／ブライダル産業の現状



リクルート ブライダル総研  
所長

**鈴木 直樹** (すずき・なおき)

東京都出身。1991年株式会社リクルート入社。1998年婚礼エージェントサービス「ゼクシィなび」立上げに携わり、その後10年に渡りサービス全国展開を担当。その後ゼクシィ東日本エリア営業責任者を経て、2010年4月より「ブライダル総研」初代所長に就任。2013年10月よりゼクシィ関西・東海エリア営業責任者を経て、再び2015年4月より「ブライダル総研」所長に就任。

80年代の「派手婚」、90年代の「地味婚」、00年代の「アットホーム婚」、08年頃からの「つながり婚」と、結婚式は時代背景と適齢期世代の価値観をベースに変化し続けています。

そして現在、少子化、非婚化・晩婚化といった潮流に加え、カスタマー価値観の大きな変化を受け、ブライダルマーケット及びブライダル業界にも変化を起こしつつあります。

ブライダル市場の歴史や昨今のトレンド、ビジネス構造を見つめた上で、これからブライダルマーケットに求められている視点やさらなる変化についてお話をいたします。

## 11月26日(土)／ポスト2020年 地方創生と訪日インバウンド4000万人時代の旅行会社の役割



株式会社JTB国内旅行企画 東日本事業部  
常務取締役 事業部長

**平野 利晃** (ひらの・としあき)

1959年生まれ。1982年立教大学経済学部卒業。同年(株)日本交通公社入社。1986年本社国内旅行部 以後は国内旅行の商品企画仕入を主に担当。その他には提携販売やコールセンターの個所運営を経験。2009年インターネット販売の(株)JTBの取締役、2014年JTBグループの国内旅行に関わる商品企画仕入部門を統合した(株)JTB国内旅行企画の設立とともに常務取締役。2015年「JATA地域経済活性化に向けた国内旅行振興の提言」ワーキング座長。

2020年以降ではなく、今対処すべきことについてお話します。2020年以降も継続して観光産業が成長するか如何は2019年までの仕掛け次第です。ラグビーワールドカップやオリンピックパラリンピックの準備などに関連して情報発信力や影響力を持った有力者が海外から多く訪れます。それらの方に、日本に行きたいという強い動機となる日本の魅力を体験し共感をもって発信してもらうことが重要です。一方で旅行者の大多数は国内旅行です。地方創生には国内交流人口の拡大が欠かせません。両方の観点から観光事業者、地域産業、地方行政、旅行会社が協力して如何に取り組んで行くべきかを考察します。

## 12月1日(木)／ホテルインテリアデザイン



Mark Ito Design, Inc., MID Shanghai,  
MID Hawaii, MID Japan株式会社 代表

**マーク 伊東** (まーく・いとう)

大学卒業後大手設計事務所に携わって構造設計に携わる。1985年渡米。カリフォルニア大学サンタバーバラ校 (UCSB) を経て1989年アートセンターカレッジオブデザイン卒業。卒業と同時にホテルインテリア専門で米国屈指のホテルデザイン事務所、バリエーションアソシエーツ (ロスアンジェルス) に在籍。ディレクターとして米国内外のホテル、レストラン、住宅など幅広く数々の大規模高級案件に参加。また、ディレクターとして手がけた幾つかのプロジェクトは米国で高い評価を受けデザイン関係誌で受賞経験もある。

在米25年の間、海外にて長くインターナショナルホテルデザインに参加してきた経験を基に、世界標準のホテルデザインとは何かを議論します。同時に、海外の事例を中心に最近のホテルデザイントレンドや新しいホテルコンセプトを解説しながら、それが何故必要になっているのかなど、幅広くホテルコンセプトとデザインについてお話しします。また、ホテル投資に関しては、米国環境デザインLEED (The Leadership in Energy and Environmental Design) の認定プロフェッショナルとして、環境デザインとアセットの関係なども簡単に解説します。

## 12月6日(火)／観光とエアライン・ビジネス



株式会社ANA総合研究所  
主席研究員

**西村 剛** (にしむら・ごう)

1955年6月鹿児島県生まれ。1978年3月慶應義塾大学経済学部卒業。同年4月ANA入社。空港、整備、人事、乗員、企画、ロンドン支店などに勤務後、2006年4月神戸大学経営学研究所准教授、2011年4月より立教大学観光学部兼任講師、和歌山大学観光学部客員教授、多摩大学グローバルスタディ学部非常勤講師、立命館大学国際関係学部客員教授、神戸大学経営学部非常勤講師、日本大学経済学部非常勤講師を兼任し、現在に至る。

本講義は、観光ビジネスの送り手である「エアライン・ビジネス」、中でも国際旅客ビジネスを対象に、昨今、我が国でも本格的に導入が進められている「オープンスカイ政策」に焦点をあてて解説します。我が国は島国であり、インバウンドの97.1%、アウトバウンドの99.2% (平成27年法務省出入国管理統計) が航空利用です。

国際民間航空は、1944年のシカゴ会議以降、基本的フレームワークが整備され(「シカゴ・バミュダ体制」)、今日まで幾多のイベントリスクに耐えながらも堅調に発展を遂げています。

本講義は、最先端の「米国・中東オープンスカイ論争」など現状のオープンスカイ政策の最先端の現状と問題点などを概説します。

## 2016年度「観光地経営専門家育成プログラム」開講のお知らせ

「地方創生」が叫ばれる中、観光による地域振興を図ろうとする取り組みが全国各地で展開されています。そこでは既存の観光事業・観光資源・観光施設にとらわれず、新たな視点から地域の恵みや持ち味を再発見・再評価し、多様な地域主体の連携を図りながら、新たな観光価値の創造を通じて人々の交流を促進し、地域社会の活力を産み出すことが求められています。そのためには、従来からの観光事業の枠組みにとどまらず、広く地域経営、あるいはまちづくりの視点から、観光地としてのあるべき姿を描き、革新的に再構築を図っていくための専門的な知識やスキルをもった人材が必要です。

立教大学では、平成20年度から、大学院観光学研究科と観光研究所が連携し、学内外の協力を得ながら「観光地を革新する“観光地経営専門家”育成プログラム」(平成20年度の経済産業省「産学連携人材育成事業(サービス人材分野)」に採択)を展開してまいりました。昨年度からは、観光

研究所が主体となり、新たな講座として展開しています。長い観光教育・研究の歴史をもつ立教大学の経験とネットワークを活かし、これまで7年間にわたるプログラムの実績を踏まえて、新たな時代に求められる観光地の革新と再構築を担う「観光地経営専門家」の育成をめざしてまいります。



2015年度 川越フィールドワーク風景

### ◆開講期間と講義時間

講義：2016年9月25日、10月2日、11月6日、27日(すべて日曜日)  
午前10時45分～午後4時30分

フィールドワーク：【飯山】10月15日(土)・16日(日)  
【川越】11月13日(日)

### ◆講師一覧

東 徹(立教大学観光学部教授)  
梅川智也(公益財団法人日本交通公社理事・観光政策研究部長)  
大社 充(NPO法人グローバルキャンパス理事長)  
大西宏志(一般社団法人信州いいやま観光局  
飯山駅観光交流センター副所長)  
大西雅之(鶴雅ホールディングス代表取締役社長)  
小川尚志(一般社団法人ご当地グルメでまちおこし団体  
連絡協議会企画局長)  
北見幸一(株式会社電通パブリックリレーションズ  
コーポレートコミュニケーション戦略部長)  
熊谷圭介(長野大学環境ツーリズム学部准教授)  
沢登次彦(㈱リクルートライフスタイル事業創造部部長  
兼じゃらんリサーチセンターセンター長)  
鶴田浩一郎(NPO法人ハットウ・オンパク代表理事)  
ぬくいゆかり(株式会社トラベル・キッチン代表取締役)  
羽生冬佳(立教大学観光学部教授)  
溝尾良隆(立教大学名誉教授)  
村上和夫(立教大学観光学部教授、立教新座中学校・高等学校校長)  
安島博幸(立教大学名誉教授、  
跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授)

※五十音順

### ◆募集要項

1. 受講資格  
社会人かつ大学卒業以上  
(もしくはそれと同等の能力を有する者)
2. 出願の手続き  
受講願書をホームページよりダウンロードし、  
印刷して出願してください。
3. 出願期間  
2016年9月1日(木)～9月7日(水)
4. 受講料  
一般 65,000円(フィールドワーク参加費15,000円含む)  
\*本学セカンドステージ大学受講生、本学聴講生、本学卒業生も  
一般となります。  
\*フィールドワークの際に別途発生する交通費は受講生の  
実費負担となります。
5. 定員  
30名(先着)

詳細は、観光研究所ホームページ(<http://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/IT>)「観光地経営専門家育成プログラム」内、「2016年度 受講案内・募集要項」をご覧ください。  
お問い合わせは、下記までお願いします。

問い合わせ先：立教大学  
「観光地経営専門家育成プログラム」担当  
〒352-8558 埼玉県新座市北野 1-2-26  
電話：048-471-7460  
E-mail：service-jinzai@rikkyo.ac.jp  
月・火・木・金 午前9時～午後5時